

## ★今号のTOPIC★ 医療法人の「社員」と「理事」について

医療法人の最も基本的な区分として、「社団たる医療法人」と「財団たる医療法人」があることはご存知だと思います。このうち、大多数を占めている「社団たる医療法人」には、社員総会と理事、理事会、監事という機関を置くこととされています。社員総会は、社員によって構成される合議体のことですが、この社員総会の構成員である「社員」と、理事会の構成員である「理事」の違い等に関してご質問をいただくことがあります。そこで、今号では「社団たる医療法人」の「社員」と「理事」の基本的な事項をご説明をさせていただきます。

### 【1. 医療法人の「社員」とは？】

社員とは、医療法人の最高意思決定機関である社員総会の構成員のことをいいます。社員として入社するためには、社員総会で承認を得る必要があります。退社の際は、定款上の手続きを経て退社します。医療法人の運営上、重要な事項（定款変更、理事と監事の選任・解任など）は、社員総会で決議することとされており、その社員総会で議決権や選挙権を行使するのが社員です。このことから、社員は医療法人の実質的な運営者であると考えることができ、その構成を慎重に検討することは、医療法人の安定的な運営のために非常に重要となります。

#### 《「社員」のここがポイント！》

1. 医療法人の構成員であり、従業員のことでない。
2. 概ね義務教育卒業程度の判断能力が必要。（行政の指導による違いあり）
3. 原則、3名以上の入社が必要。（行政の指導による違いあり）
4. 出資・基金拠出をしなくても入社できる。（定款で制限を設けていない場合のみ）
5. 法人も入社できる。（ただし、営利法人以外の法人のみ）
6. 入社するには、社員総会での承認が必要。
7. 社員総会で行使できる議決権は、必ず1人1個。
8. 除名されたとき、死亡したとき、退社届を提出したときに社員の資格を失う。
9. 任期はない。



なお、社員の入退社について、行政への届出は不要とされていますが、社員の職務の重要性の観点から、入退社の議事録は必ず法人内部で保管し、入退社がある都度、社員名簿を整理するようにしましょう。

### 【2. 医療法人の「理事」とは？】

理事とは、医療法人の業務執行の決定を行う理事会の構成員のことをいいます。医療法人から委任を受けて、その職責に応じた注意義務をもって業務を執行することが求められます。そのため、業務執行が適正でない場合は、社員総会で解任されることもあります。実際に法人の運営に参画できる者でなければなりません。たみに、理事は社員の中から選任しなければならないと誤解されている方もおられますが、定款に記載が無い限り、社員でない方を理事に選任することもできます。

医療法人の役員である理事(長)と監事の就退任があった場合は、行政への届出が必要になり、都度、役員名簿の整理も必要となります。

#### 《「理事」のここがポイント！》

1. 理事会の構成員であり、医療法人の業務を執行する。
2. 未成年者でないこと。
3. 原則、3名以上必要。
4. 社員総会で選任される。
5. 社員総会の決議でいつでも解任できる。
6. 医療法人と取引関係のある営利企業の役員でないこと。
7. 医療法で定める欠格事由に該当しないこと。（※）
8. 法人はなることができない。
9. 任期は2年以内

#### 《その他》

- ①開設する医療機関の管理者は原則理事に加えなければならない。
- ②理事の定数は、事業規模に即したものであること。
- ③忠実義務、報告義務、理事としての任務を怠った場合の損害賠償義務等があります。

※～役員欠格事由（医療法第46条の5第5項）～

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②医療法、医師法等、医療法施行令第5条の5の7に定める医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者



より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC 相続シリーズ①

